長　　　号　　　外

令和４年７月 26 日

各高齢者施設等の管理者　様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

オミクロン株が主流である間の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各施設・事業所におかれましては、細心の注意を払いながら取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

このことについて、当県保健福祉部医療政策室長から、濃厚接触者の待機期間等が変更になった旨、別添のとおり通知がありましたので、各施設等におかれましても別添通知により対応いただきますようお願いします。

【担当】介護福祉担当　小原
電話：019-629-5441
E-mail：AD0005@pref.iwate.jp

医　政　号　外
令和４年７月 22 日

長寿社会課総括課長
障がい保健福祉課総括課長　　様
子ども子育て支援室長
学事振興課総括課長

医療政策室長

オミクロン株が主流である間の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

このことについては、第 53 回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（令和４年３月 29 日開催）において承認された取扱方針により対応しているところですが、現下の急激な感染拡大を踏まえ、県民の命を守ることを優先し、患者に適時適切な医療を提供する観点から、取扱方針を別紙のとおり変更することとしましたので、関係機関等あて周知くださるようお願いします。

【医療政策室感染症担当　阿部　019－629-5417】

（別紙）

オミクロン株が主流である間の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

1　発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

感染者の発生場所	濃厚接触者の特定と行動制限	濃厚接触者の待機期間	待機期間の特例
同一世帯内	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 **【これまでと同様の取り扱い】**	（変更前）原則７日間（８日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、４・５日目の抗原定性検査キットで陰性確認（自費検査）後、５日目から解除を可能（７日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。） **（変更後）**原則**５日間**（**６日目**解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、**２・３日目**の抗原定性検査キットで陰性確認（自費検査）後、**３日目**から解除を可能（７日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）	
事業所等	保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しないが、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請を実施 **【これまでと同様の取り扱い】**	（同上）	
入院医療機関、高齢者・障害児童入所施設	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 **【これまでと同様の取り扱い】**	（同上）	代替え職員等が見つからないなど、業務継続が困難な場合は、保健所等の判断により、待機期間中においても、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能 **【これまでと同様の取り扱い】**
保育所、幼稚園、小学校等	（変更前）保健衛生部局と児童福祉部局等と連携して濃厚接触者の特定・行動制限を実施 **（変更後）各事業者等において、濃厚接触者に該当する可能性が高い方を特定（※）し、濃厚接触者と同様の行動制限を要請**	（同上）	（同上）
集団感染（クラスター）が発生した場合	（変更前）事業所等の中で同時に５名以上の集団感染が発生した場合等においては、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 **（変更後）**事業所等の中で同時に５名以上の集団感染が発生した場合等**であって、重症化リスクの高い方への感染拡大が想定される場合等は、**保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施	（同上）	

※　濃厚接触者に該当する可能性が高い方の特定に当たっては、別紙「学校における濃厚接触者の候補となる範囲」を参考とすること。

2　積極的疫学調査について

重症化リスクの高い集団及び同居家族等に重点化して積極的疫学調査を実施する。**【これまでと同様の取り扱い】**

（参考１）

学校における濃厚接触者の候補となる範囲

患者の感染可能期間※1 のうち当該患者が入院、宿泊療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する方

（１）患者と同居（寮等において患者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者※2

例：①寮等で患者と同室で生活していた児童生徒等 ②部活の合宿等で、患者と同室で宿泊した児童生徒又は教職員

（２）適切な感染防護なしに患者を介護していた者

例：①マスク等を適切に着用せず、患者を長時間介抱した教職員又は児童生徒等

（３）患者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（１メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）

例：①患者と机を合わせて、向かい合って昼食を食べた児童生徒等 ②互いにマスクなしで、患者と大声で会話をした児童生徒等 ③互いにマスクなしで、体育の授業等において、患者と「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」をした児童生徒等 ④互いにマスクなしで、音楽の授業等において、患者と「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカの管楽器演奏」をした児童生徒等

（４）手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なし※3で、患者と15 分以上の接触があった者（例えば、患者と会話していた者）

例：①互いにマスクなしで、技術・家庭の授業等において、「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」をした児童生徒等 ②互いにマスクなしで、理科の授業等において、「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」をした児童生徒等 ③その他、感染予防策なしで患者と１メートル程度の距離で 15 分以上接触した者と同等の感染リスクが疑われる者

※１　感染可能期間は、発症２日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の２日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

※２「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を踏まえて授業等を行っている場合、患者と同じ学級の児童生徒等は、原則として、「長時間の接触があった者」とは判断されないこと。

※３　必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

（参考１）学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（令和３年８月 27 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別添）

（参考２）新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所実地疫学研究センター）

（参考２）

濃厚接触者について

１　濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者を含む）の感染可能期間（有症状者であれば発症２日前以降、無症状病原体保有者であれば検体を採取した日の２日前以降）において、その患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した方のうち、次の範囲に該当する方です。

・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
・マスク等の適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた方
・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
・手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、マスク等の必要な感染予防策なしで、患者と 15 分以上の接触があった方（周辺の環境や接触の状況等から総合的に判断）

２　濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者と特定された方は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から５日間（６日目解除）が原則です（※）。

ただし、２日目及び３日目の抗原定性検査キットでの検査で陰性を確認した場合は、保健所に連絡することなく、３日目から解除が可能です。抗原定性検査キットは薬事承認を受けている検査キット（「体外診断用医薬品」と記載があるもの）である必要があります。

待機期間中の留意事項は次のとおりです。

（１）不要不急の外出はできるだけ控えること。
（２）やむをえず移動する際には、公共交通機関の利用を避けること。
（３）高齢者や礎疾患を有する方等、感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」）との接触を避けること。
（４）ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への、不要不急の訪問を避けること。
（５）感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。
（６）マスクの着用や手指の消毒等の感染対策を実施すること。
（７）待機期間中に症状が現れた場合は、保健所等に連絡し、医療機関を受診すること。

※　濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

濃厚接触者であって、その患者と生活を共にする家族や同居者（当該患者が自宅療養をする場合に空間的な分離の徹底が困難であるとの想定の下、例えば飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者。以下「同居家族等」という。）の待機期間は、当該患者の発症日（当該患者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該患者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を０日目として、５日間（６日目解除）となります。

ただし、当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を０日目として起算します。また、当該患者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を０日目として起算します。

また、ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。

なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該患者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策が必要となります。

○「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）
https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html

○　B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和４年３月 16 日付け厚生労働省事務連絡（令和４年７月 22 日一部改正））
https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf

○　新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和４年１月５日付け厚生労働省事務連絡（令和４年２月２日一部改正））
https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf